

令和2年(2020年)度 JEES留学生奨学金(就職促進) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、「令和2年(2020年)度JEES留学生奨学金(就職促進)」の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

留学生の国内就職率向上に向け、文部科学省が平成29年度より実施する「留学生就職促進プログラム」においては、大学だけでなく、地方公共団体、経済団体並びに企業及び留学生支援団体等が緊密に連携した産学官コンソーシアムが、国内・日系企業の就職に重要なスキルを学ぶ環境を整える取り組みを支援することにより、外国人留学生の日本での就職については高度外国人材の獲得・定着を目指している。

本プログラムにおいては、日本語能力が就職のための重要なスキルの一つに位置づけられており、受講する留学生全員が最低でも日本語能力試験N1相当程度の能力を習得するための日本語教育プログラムの開発・実施が求められている。

本奨学金は、このプログラムに参加する留学生を給付型奨学金により支援し、国内・日系企業への就職に必要な日本語能力習得を促進することを目的とする。

2 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 日本国内での就職を希望し、文部科学省の「留学生就職促進プログラム」の対象として選定された産学官コンソーシアムに参画する大学・高等専門学校に令和2年4月に正規生(高等専門学校生の場合は第4学年以上(専攻科を含む))として在籍する私費外国人留学生。また、在留資格は「留学」であること。
- (2) 上記コンソーシアムが実施する日本語教育プログラムを受講する者で、日本語能力試験を受験する予定の者。(日本語能力試験の受験国・受験時期・受験レベルは問わない)
- (3) 採用された場合の受給期間(休学及び留年期間を除く)が令和2年4月より1学年相当以上ある者。
- (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給月額合計が50,000円以下である者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]
- (5) 在籍校の長の推薦を受けることができる者。

3 採用人数

1コンソーシアムあたり5名程度

4 支給内容

月額奨学金 30,000円

5 支給期間

令和2年4月より最長1年間。

6 応募・推薦方法

産学官コンソーシアムを代表して応募する大学(以下「代表大学」という。)の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。同コンソーシアムに代表大学以外の学校(以下「連携校」という。)が参画する場合は、代表大学が連携校からの応募・推薦書類を取りまとめて提出すること。

7 応募・推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式2) | 1通 |

【代表大学のみ】

- | | |
|--|----|
| (4) 推薦者一覧(応募者全員について所定の様式(別紙様式3)で、 <u>推薦順位</u> を付した一覧表) | 1通 |
|--|----|

8 応募・推薦書類の提出期限

令和2年5月8日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

【学内申込：2020年4月1日（水）～4月8日（水）】

9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和2年7月中を目途に代表大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

10 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により在籍校を通じて支給する。

11 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び本奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により在籍校を通じて本協会に提出すること。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により在籍校を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学又は高等専門学校在籍中は所定の様式により、大学又は高等専門学校を通じて、大学又は高等専門学校卒業後は任意の様式により、直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学又は高等専門学校卒業時に所定の様式により、大学又は高等専門学校を通じて本協会へ報告すること。
- (5) 受給者は、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等に可能な限り参加すること。

12 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消

- (1) 受給者が大学又は高等専門学校を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、5の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学又は高等専門学校を卒業、退学、休学または留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

13 その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、12に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学又は高等専門学校が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学又は高等専門学校を通じて本協会に速やかにその旨報告しなければならない。また、本奨学金受給者として採用された場合は、受給期間終了まで本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 在籍校の留学制度を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。
- (4) 受給者は、留学中の事故・病気等に備えるための保険(外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険『略称:インバウンド付帯学総』等)へ加入することが望ましい。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。

14 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生の選考のため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用するため。

- ④当協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、当協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に使用するため。

15 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育支援室
〒105-0003 東京都港区西新橋1-13-1 DLXビルディング12階
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

【学内連絡先】
国際教育課留学生支援係
kokusai.shien@ynu.ac.jp

以上